

岡山県マスコット使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別記岡山県マスコット「ももっち」及び「うらっち」（以下「マスコット」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 マスコット（イラスト・写真等）を使用しようとする者は、あらかじめマスコット使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、岡山県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 岡山県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 岡山県内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) そのほか、知事が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認するものとする。ただし、第5号に該当する場合であっても、岡山県が不利益を被るおそれがなく、かつ、岡山県の正しい理解を深めるものと認めるときは、マスコットの使用を承認することができる。

- (1) 岡山県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 岡山県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) マスコットを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) そのほか、知事がマスコットの使用について不適當と認めたとき。

2 前項の承認は、マスコット使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、物品等には、©岡山県「ももっち」及び©岡山県「うらっち」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更の申請)

第6条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用承認変更申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、マスコット使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 知事は、マスコットの使用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、マスコット使用承認取消書(様式第4号)をもって行うものとし、使用承認を受けた者は、承認を取り消された日から使用することはできないものとする。

3 知事は、使用承認を受けた者にマスコットの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の期間)

第8条 マスコットを使用できる期間は、2年以内とする。

(使用の非独占性等)

第9条 この規定による使用承認は、使用承認を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマスコットを使用する権利を付与するものではなく、また、商品、使用者等について県の推奨を行うものではない。

(損失補償等の責任)

第10条 県はマスコットの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用承認を受けた者は、マスコットを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用承認を受けた者は、マスコットの使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、マスコットの取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

(附則)

平成26年3月31日までに第3条によるマスコットの使用承認を受けたもののうち、使用期間の終期が定められていないものについては、使用承認の終期を平成28年3月31日とする。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年5月13日から施行する。

この規程は、平成22年8月2日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

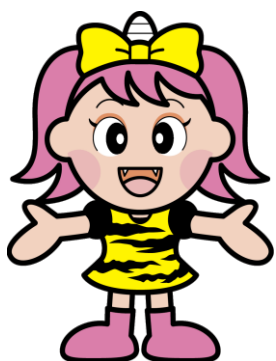
この規程は、平成29年1月27日から施行する。

この規程は、令和2年11月10日から施行する。

■岡山県マスコット「ももっち」(基本イラスト・写真)



■岡山県マスコット「うらっち」(基本イラスト・写真)



様式第1号（第2条関係）

岡山県マスコット使用承認申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原 木 隆 太 殿

〒

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

下記により、岡山県マスコットを使用したいので申請いたします。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 有償、無償の別
有償（単価 円） 無償
- 4 使用期間（2年以内）
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 5 使用数量
- 6 連絡先（担当者、電話番号、E-mail）
- 7 添付書類（下記(1)～(3)は全て必要です。）
 - (1) 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）
 - (2) 商品等の見本（写真、図案、設計書、原稿等でも可）
 - (3) 企業・団体等の概要がわかるもの（パンフレット等）
※個人の場合はプロフィールや活動がわかるもの

規程第3条(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

様式第2号（第3条第2項、第6条第2項関係）

岡山県マスコット使用（変更）承認書

令和 年 月 日

殿

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

令和 年 月 日付けで申請のありました、岡山県マスコットの使用につきまして、次のおり承認します。

記

1 使用目的と範囲

2 承認対象物件及び承認番号

承認対象物件	承認番号

3 承認期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

4 使用上の遵守事項

- 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- 定められた色、形等を正しく使用すること。
- 原則として、物品等には、©岡山県「ももっち」及び©岡山県「うらっち」の表記をデザインに合わせて適正に付すること。
- 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- 岡山県マスコット使用取扱規程は、必要に応じて変更することがあります。

様式第3号（第6条第1項関係）

岡山県マスコット使用承認変更申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

〒

申請者住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

承認番号第 号で承認を受けた、岡山県マスコットの使用について、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

（変更内容）

規程第3条(1)～(6)に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

様式第4号（第7条第2項関係）

岡山県マスコット使用承認取消書

令和 年 月 日

殿

岡山県知事 伊原 木 隆 太

令和 年 月 日付で承認をした（承認番号第 号）岡山県マスコットの使用
につきましては、承認を取り消します。